

港区立幼稚園の保育料に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(保育料)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、当年度分(四月分から八月分までの保育料及び子育てサポート保育料にあつては、前年度分。次項において同じ。)の区市町村民税のうち所得割課税額(別表備考三に規定する所得割課税額をいう。次項において同じ。)が七万七千一百円未満である生計を一にする世帯であつて、当該世帯に属する特定被監護者等(子ども・子育て支援法施行令(平成二十六年政令第二百十三号)第十四条に規定する特定被監護者等をいう。次項第二号において同じ。)のうち九歳を超える者(九歳に達した日以後の最初の三月三十一日後にある者をいう。次項第二号において同じ。)が一人のみである場合における最年長の幼児(次項第三号に該当する場合を除く。)について納付しなければならない保育料及び子育てサポート保育料(年間利用に係る子育てサポート保育料に限る。次項において同じ。)の額は、同表に定める額の二分の一に相当する額(その額に十円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた</p>	<p>(前略)</p> <p>(保育料)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、当年度分(四月分から八月分までの保育料及び子育てサポート保育料にあつては、前年度分。次項において同じ。)の区市町村民税のうち所得割課税額(別表備考三に規定する所得割課税額をいう。次項において同じ。)が七万七千一百円未満である生計を一にする世帯であつて、当該世帯に属する特定被監護者等(子ども・子育て支援法施行令(平成二十六年政令第二百十三号)第十四条の二に規定する特定被監護者等をいう。次項第二号において同じ。)のうち九歳を超える者(九歳に達した日以後の最初の三月三十一日後にある者をいう。次項第二号において同じ。)が一人のみである場合における最年長の幼児(次項第三号に該当する場合を除く。)について納付しなければならない保育料及び子育てサポート保育料(年間利用に係る保育料に限る。次項において同じ。)の額は、同表に定める額の二分の一に相当する額(その額に十円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。</p>

<p>額)とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>別表 (別紙のとおり)</p> <p>付 則</p> <p>1 この条例は、令和元年十月一日から施行する。</p> <p>2 この条例による改正後の港区立幼稚園の保育料に関する条例(以下「改正後の条例」という。)別表の規定は、令和元年十月分以後の保育料及び子育てサポート保育料(改正後の条例第二条第一項に規定する子育てサポート保育料をいう。以下同じ。)から適用し、同年九月分までの保育料及び子育てサポート保育料については、なお従前の例による。</p>	<p>3 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>別表 (別紙のとおり)</p>
---	---

## (改正案)

別表（第2条関係）

各月初日の在籍幼児の 属する世帯の階層区分		保育料（月額）	子育てサポート保育料		
			年間利用（月額）	一時利用 （日額）	
階層 区分	定 義				
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）による支援給付を含む。）を受けている者の属する世帯	円 0	円 0	円 0	
B	A階層を除き当年度分の区市町村民税非課税世帯及び当年度分の区市町村民税のうち均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）	0	0	0	
C	A階層を除き当年度分の区市町村民税の所得割が課税となる世帯	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円以下である世帯	0	2,100 3月分のみ1,660	800
		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円を超え10,000円以下である世帯	0	3,100 3月分のみ3,050	800
		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が10,000円を超え77,100円以下である世帯	0	6,200 3月分のみ6,100	800
		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が77,100円を超え211,200円以下である世帯	0	7,100 3月分のみ7,300	800
		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が211,200円を超える世帯	0	8,000 3月分のみ8,500	800

## 備考

- この表において「年間利用」とは年度を単位とする利用を、「一時利用」とは日を単位とする利用をいう。
- この表において「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。
- この表において「所得割課税額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。ただし、当該所得割の額を計算する場合には、委員会規則で定めるところにより、同法の規定を適用する。
- 月の途中で入園し、又は利用を開始した幼児の属する世帯の当該月の階層区分については、当該入園し、又は利用を開始した日における在籍幼児の属する世帯の階層区分とする。
- 4月分から8月分までの保育料におけるこの表の適用については、同表中「当年度分」とあるのは、「前年度分」と読み替えるものとする。

(現 行)

別表 (第2条関係)

各月初日の在籍幼児の 属する世帯の階層区分		保育料 (月額)	子育てサポート保育料		
			年間利用 (月額)	一時利用 (日額)	
階層 区分	定 義				
A	生活保護法 (昭和25年法律第144号) による被保護世帯 (単給世帯を含む。) 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) による支援給付 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律 (平成19年法律第127号) による支援給付を含む。) を受けている者の属する世帯	円 0	円 0	円 0	
B	A階層を除き当年度分の区市町村民税非課税世帯及び当年度分の区市町村民税のうち均等割のみの課税世帯 (所得割非課税世帯)	0	0	0	
C	1	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円以下である世帯	<u>2,100</u> 3月分のみ1,660	2,100 3月分のみ1,660	800
	2	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円を超え10,000円以下である世帯	<u>3,100</u> 3月分のみ3,050	3,100 3月分のみ3,050	800
	3	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が10,000円を超え77,100円以下である世帯	<u>6,200</u> 3月分のみ6,100	6,200 3月分のみ6,100	800
	4	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が77,100円を超え211,200円以下である世帯	<u>7,100</u> 3月分のみ7,300	7,100 3月分のみ7,300	800
	5	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が211,200円を超える世帯	<u>8,000</u> 3月分のみ8,500	8,000 3月分のみ8,500	800

備考

- この表において「年間利用」とは年度を単位とする利用を、「一時利用」とは日を単位とする利用をいう。
- この表において「均等割」とは、地方税法 (昭和25年法律第226号) 第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。
- この表において「所得割課税額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。ただし、当該所得割の額を計算する場合には、委員会規則で定めるところにより、同法の規定を適用する。
- 月の途中で入園し、又は利用を開始した幼児の属する世帯の当該月の階層区分については、当該入園し、又は利用を開始した日における在籍幼児の属する世帯の階層区分とする。
- 4月分から8月分までの保育料におけるこの表の適用については、同表中「当年度分」とあるのは、「前年度分」と読み替えるものとする。